

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例

令和5年7月11日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、鹿児島県信用保証協会又は独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「保証機関」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 鹿児島県信用保証協会が信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をした場合又は独立行政法人奄美群島振興開発基金が奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第52条第1号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証機関との間の契約であって、保証機関が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証機関が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 保証機関は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除

く。)又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の規定に基づき策定された事業の再生に関する計画(債権者及び債務者が利害関係を有しない中立かつ公正な立場の第三者の支援を受けて策定されたものに限る。)

- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る事業の承継に関する計画
- (5) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (6) 産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (8) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号から第5号までに掲げる業務を通じた支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (9) 私的整理(債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理をいう。)に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画

(報告)

第4条 知事は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。